

倶知安 農業委員会だより

No 3 3 令和2年9月1日

< 発行者 >

倶知安町農業委員会（第24期委員）

倶知安町北1条東3丁目3番地

電話 0136-56-8017

FAX 0136-23-2044

mail noui@town.kutchan.lg.jp



写真上左から 榑正美委員、東條守委員、菅正樹委員、湯浅渉委員、辺見重樹委員、梶本靖委員、高橋文子委員
写真下左から 東本学委員、村元剛委員、滝澤正史職代、大橋章夫会長、三条聡委員、林哲也委員、澁澤克己委員

農業委員改選に際して

第二十四期農業委員会

会長 大橋 章 夫

本年は、農業委員の改選の年です。

前回の改選から制度が変わり、公職選挙法に基づくものから、町長が議会の同意を得て任命する方法になりました。

新人として七名、二十三期に引き続き七名の合わせて十四名が、町長から辞令を交付されましたので、本町の基幹産業である農業振興のため微力ではありますが、力を合わせて務めさせていただきます。

七月二十二日開催の第七回総会に於いて、互選により私が会長に推薦されました。会長職も四期目を迎えますが、まだまだ力不足でございますので、皆様方の力添えを賜り、精一杯責務を果たして参りたいと存じます。

農業を取り巻く情勢では、TPPや日欧EPA合意の影響、新型コロナウイルス感染症の拡大による消費低迷など、まだまだ予断を許さない状況であると認識していますし、さらに、毎年発生するゲリラ豪雨を始めとする自然災害等により、農業にも大きな被害が発生しておりますが、例年同様、豊穣の秋を迎えることができるよう心から祈念してるところでもあります。

また、全国的な問題となっておりますが、本町でも農業者の高齢化や耕作放棄地の拡大も課題とされておりますので、今後とも、町民の皆様方のご理解とご協力を賜り、委員全員で倶知安町の農業発展のために努力して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

倶知安町の農業情報

農業は、倶知安町の基幹産業の代表です。倶知安町で生産された作物は、町内はもとより道内や本州各地で消費されています。

倶知安町の農業の直近情報をお知らせします。

◎ 農業人口 (R2.1 月末 現在)

男 276 人 女 212 人 計 488 人 209 戸

◎ 農地面積 (R2.1 月末 現在)

田 1,279ha 、 畑 3,508ha 計 4,787ha

◎ 主な作物の作付面積・飼育数

(R2 J A ようてい調)

・馬 鈴 薯	9 5 9	ha
・ビ ー ト	4 0 6	ha
・小 麦	5 6 2	ha
・小 豆	5 6 0	ha
・大 豆	3 7 0	ha
・うるち米	1 7 9	ha
・もち米	5 0	ha
・玉 ね ぎ	2 7	ha
・にんじん	3 9	ha
・そ ば	2 7 5	ha
・乳 牛	7 8 6	頭
・肉 牛	9 2	頭
・ 鶏	2 8 , 6 2 5	羽

農業委員会活動報告

(令和 2 年 1 月～6 月)

1 月 6 日	新年交礼会
1 月 17 日	農地等利用調整会議 (1 班)
1 月 30 日	第 1 回農業委員会総会
2 月 6 日	農友会総会
2 月 19 日	農地等利用調整会議 (1 班)
2 月 27 日	第 2 回農業委員会総会
3 月 19 日	北海道農業会議第 86 回総会
3 月 26 日	農地等利用調整会議 (1 班)
3 月 26 日	第 3 回農業委員会総会
4 月 3 日	山麓地区農業委員会協議会通常総会 (書面開催)
4 月 14 日	後志地方農業委員会連合会通常総会 (書面開催)
4 月 17 日	農事実行組合長会議(書面開催)
4 月 28 日	第 4 回農業委員会総会
5 月 20 日	現地調査 (1 班)
5 月 29 日	第 5 回農業委員会総会
6 月 2 日	全国農業委員会会長大会及び北海道選出 ～ 3 日 国会議員・要請集会 (中止)
6 月 17 日	現地調査 (1 班)
6 月 18 日	現地調査 (4 班)
6 月 26 日	第 6 回農業委員会総会

第 2 4 期班編成(○は班長)

- 1 班～○滝澤・菅・東本・榊(琴平・高見・瑞穂等)
2 班～○村元・林・湯浅(八幡・瑞穂 2・寒別等)
3 班～○三条・梶本・高橋(豊岡・巽・富士見等)
4 班～○澁澤・辺見・大橋・東條(高砂・比羅夫・山田・樺山等)

農業者年金で豊かな老後を

◎農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60 歳未満の国民年金第 1 号被保険者であって、年間 60 日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます。

◎保険料は自分で選べ、いつでも見直しができます。

月額 2 万円～6 万 7 千円の間で、千円単位見直せます。

◎税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

◎終身年金で 80 歳までの保障付きです。

農業者老齢年金は、原則 65 歳から生涯受け取ることができます。仮に、80 歳までに亡くなられた場合でも、80 歳までに受け取れるはずだった老齢年金の現在価格に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。

◎認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

営農・生活に役立つ農業総合専門誌
全国農業新聞購読のすすめ
農政の動きや暮らしに役立つ情報が満載です。
家族で楽しめる記事も充実しています。
申し込みは、随時受け付けておりますので、お気軽にお問合せ下さい。

購読料 月額 700 円

発行 毎週 1 回(金曜日発行)

申込は 農業委員会事務局

電話 56-8017